

國學院大學北海道短期大学部不正防止基本方針

國學院大學北海道短期大学部は、「公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程」第4条第2項により、基本方針を策定する。

1 機関内の責任体系の明確化

最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者を設置し、それぞれの責務を明確にする。

2 運営・管理の基盤となる環境整備

行動規範の策定、科学研究費説明会の実施、使用ルールに関する情報提供などの取り組みを行う。

3 不正防止計画の策定・実施

不正防止計画推進本部を設置し、不正防止計画の策定及び推進、不正に対する告発及び相談の取扱及び調査等を行う。

4 研究費の適正な運営・管理

物品等の購入に係る不正を防止するため、発注・納品チェックを当事者以外の事務職員が行う。また不正な取引が行われないよう、業者に誓約書の提出を求める。

5 告発窓口の設置

不正に関する学内外からの告発等の窓口を設置し、告発の方法等を公表する。

6 モニタリングの実施

公的研究費の適正な運営・管理をするため、國學院大學内部監査室と連携して、実効性のあるモニタリング（監視）を行う。